

## 物 品 購 入 契 約 書 (案)

1 品 名	粒状活性炭
2 規 格	別紙仕様書のとおり
3 数 量	別紙仕様書のとおり
4 契約金額	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
5 納入期限	別紙仕様書のとおり (但し、契約期間は、令和8年7月27日から令和9年3月12日まで)
6 納入場所	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部泉浄水所内
7 契約の保証	<input checked="" type="checkbox"/> 第4条第1項第 号 (契約保証金等の額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。) <input type="checkbox"/> 免 除 (第4条は適用除外)

上記の物品について、発注者と受注者との間に、次の条項により契約を締結する。

この契約を証するため本書2通を作成し、発注者と受注者双方が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年7月27日

発注者 吹 田 市  
吹田市水道事業管理者職務代理者 吹田市水道部長 原田 有紀

受注者 所 在 地  
商 号  
代 表 者

⑨

(総則)

第1条 発注者と受注者は、頭書の物品の購入契約に関し、この契約書に定めるもののほか、発注者が示した仕様書、図面又は見本に基づき、これを履行しなければならない。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この契約を履行するに当たり、関係法令を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させることはできない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第12条第4項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(納入方法)

第5条 受注者は、物品を納入しようとするときは、品名、数量、金額等を記載した納品書を添えて発注者の指定する場所に納入しなければならない。

(検査)

第6条 受注者は、物品を納入する場合、その都度発注者の検査を受けなければならない。

2 前項の検査に要するすべての費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、納入物品について、検査の結果その全部若しくは一部が契約に違反し、又は不当であると認めたときは、受注者に対し他品との交換、修繕を求めるほか納入物品の受領を拒否することができる。

4 前項の事由によって生じた損害は、すべて受注者の負担とし、納入を拒否された物品は速やかに引取らなければならない。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第7条 物品の所有権は、前条第1項の検査に合格したときに、受注者から発注者に移転し、同時

にその物品は、発注者に対し引渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により生じた損害については、発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 物品の引渡し後1年間は、納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は受注者に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

(代金の支払)

第9条 発注者は、第7条第1項の引渡し後、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に、受注者に対して代金を支払わなければならない。

(納入期限の延長)

第10条 受注者は、天災その他やむを得ない事由により納入期限内に当該物品を納入できないときは、直ちにその事由を詳記した書面をもって発注者に対し延期の申し出をなし、その承認を得なければならない。

(延滞違約金)

第11条 受注者は、納入期限までに当該物品を納入しないときは、その未納部分について延滞日数1日につき、その代価に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額を発注者に支払わなければならない。ただし、前条の規定により発注者の承認を受けたときはこの限りでない。

(発注者の解除権及び契約が解除された場合等の違約金)

第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者が納入期限内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく発注者の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

- 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (2) 受注者が自己の都合により契約解除を申し出たとき。

- 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者の承認を受けたときはこの限りでない。
- (1) 第1項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 5 第3項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付、担保の提供、保険証券の提出による契約の保証が付されているときは、発注者は、当該契約保証金、担保、保険会社から支払われる保険金をもって違約金に充当することができる。
- 6 第3項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第3項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
- 7 発注者は、第1項及び第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(談合等不正行為による解除)

第13条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法

第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

2 前条第3項、第5項及び第6項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（談合等不正行為による賠償金等）

第14条 受注者は、この契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、また、履行が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 前条第1項第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 前条第1項第5号に該当したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 受注者が頭書の物品を購入した製造業者又は卸売業者（以下「製造業者等」という。）が第1号から第3号までのいずれかに該当し、受注者の故意又は過失が認められるときは、受注者は、予定総額の100分の20に相当する額の違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、また、履行が完了した後も同様とする。

- (1) 製造業者等に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 製造業者等に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 前条第1項第4号に規定する刑が確定したとき。

（暴力団排除措置要領による解除）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人

の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請契約等に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

2 第12条第3項、第5項及び第6項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の控除）

第16条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、受注者に支払うべき代金のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能となったときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

（疑義等の決定）

第18条 この契約に定めのない事項については吹田市水道部会計規程（昭和42年吹田市水道事業管理規程第5号）又は吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。